

見 積 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和6年4月1日

全国健康保険協会富山支部
支部長 松井 泰治

1 調達内容

(1) 調達件名

令和6年度職員定期健康診断等業務委託

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所

受託者の所有する施設で、富山支部より2km圏内とする。

(5) 見積方法

見積金額は検査項目ごとの単価に受診予定者数を乗じて算出した合計金額とする。

提出期限内に最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。見積金額には調達物の本体価格のほか、業務遂行に必要な一切の諸経費を含めること。

参加者は、消費税等（地方消費税を含む。以下同じ）に係る課税事業者であるか免税事業者あるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（税抜額）を見積書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該業務を確実に実施できると認められる要員を有している者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (4) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

3 仕様書の交付、見積書の提出場所等

(1) 仕様書の交付、見積書の提出場所

〒930-8561 富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま6階

全国健康保険協会富山支部 企画総務グループ 担当 仲谷

電話 076-431-6156

※郵送での交付を希望する者は、案件名、送付先等（事業所名、担当者名、連絡先等）を記載し、FAXにて交付依頼を行うこと。 FAX：076-431-5274

(2) 問い合わせ先

(契約に関すること) 上記 3 (1) と同じ

(仕様書に関すること) 全国健康保険協会富山支部 企画総務グループ 担当 扇
電話 076-431-6156 FAX 076-431-5274

(3) 見積書提出期限

令和 6 年 4 月 15 日 (月) 午前 11 時 00 分

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印の上、全国健康保険協会富山支部宛に提出すること。記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。

(3) 見積書提出後の差替え、変更又は取り消しをすることはできない。

(4) 契約保証金 全額免除

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) 契約の相手方の決定方法

本公告に示した調達案件を履行できると全国健康保険協会富山支部長が判断した者であり、見積書を提出した参加者であって、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を落札者とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) 見積結果については決定業者にのみ連絡する。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1） 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2） 破産者で復権を得ない者
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1） 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （2） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- （3） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （4） 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- （5） 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- （6） 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- （7） 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。